



習志野市いじめ防止基本方針

令和8年1月

習志野市・習志野市教育委員会

目 次

はじめに	3
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	4
2 いじめの定義	4
(1) いじめの定義	4
(2) 定義に基づくいじめの判断及び留意点	4
3 いじめの理解	6
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	6
(1) いじめの防止	6
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 地域や家庭との連携について	7
(5) 関係機関との連携について	7
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 市・教育委員会が実施すべき施策	8
(1) 市が実施すべき基本的事項	8
(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織	8
(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項	8
(4) 学校及び学校の教職員の役割	9
(5) 保護者との連携	11
(6) 市民との連携	11
【資料①】いじめ認知後の組織的対応図(フローチャート)	12
第3章 重大事態への対処	
1 重大事態への対処についての基本的な方針	13
2 重大事態を認知した場合の対応	13
3 調査の主体等	13
4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	14
5 同種のいじめの再発防止のための調査結果の公表	14
6 教育委員会内「いじめ重大事態対策チーム」	14
第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1 調査結果等の資料の保存について	15
2 教職員の業務の精選について	15
3 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて	15
【資料②】重大事態発生時の対応フロー	16
【資料③】いじめ重大事態対策チームの設置について	17

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、いじめは決して許されるものではない。

習志野市いじめ防止基本方針(以下、「市基本方針」という。)は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、習志野市(以下「市」という。)・習志野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が取り組む基本的な方向を明らかにするものである。

また、市・教育委員会が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童生徒が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

これらを踏まえ、市基本方針は、国及び県のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために平成27年11月に策定したものである。その後、令和4年度に「生徒指導提要」が改定されたことから、その内容を反映させるべく、令和6年1月に改定した。さらに、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改定されたことや本市いじめ問題再調査委員会で指摘された点を踏まえ、いじめに関する関連法令等に則り、いじめへの対策を徹底するよう、市基本方針を再度改定することとした。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

千葉県いじめ防止対策推進条例(平成26年千葉県条例第31号)では、以下のとおり基本理念やいじめの禁止等について定めている。

第第三条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、国、県、市町村(学校を設置する一部事務組合を含む。以下同じ。)、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

市基本方針では、上記の趣旨を鑑み、いじめはすべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識すること」、「自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し行動できる力を身に付けること」が、学校の内外を問わず誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えるための中核をなすものであると捉えている。

そして、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であり、そのために、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭及び警察等の関係者が連携し、習志野市民が一丸となって取り組んでいく。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

市・教育委員会では、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第2条に基づき、次のとおり、いじめを定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義に基づくいじめの判断及び留意点

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒及び保護者の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、所有物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合っていてあっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- キ インターネット上で特定の児童生徒に対する悪口が書かれていたものの、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめの定義に該当すると判断した場合において、例外的に厳しい指導を要しない場合があり得る。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合がある。このような場合、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味しつつ、他方でこの種の行為がストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）が定める「つきまとい等」に当たる可能性があることを考慮した上で対応する必要がある。
- また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においても、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。
- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- コ 児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。また、上述のア～ケで挙げた「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権の多くを著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童生徒の心に長く深く傷を残すものである。また、「いじめは、どのこどもにも、どの学校にも起こりうるものである。」という認識をもつ。

さらに、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得ることを重く受け止める必要がある。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

市・教育委員会は、児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取り組みを通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組みを通じて教育活動全体で行われる道徳教育において、より良い人間関係や集団作りを推進する。

また、法教育・人権教育を充実させ、他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

年3回の定期的なアンケート調査や個別面談等により積極的にいじめの兆候を捉える取り組みと、いじめを受けている又はいじめを認知した児童生徒が、速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取り組みが重要である。

また、教職員をはじめとした、いじめからこどもたちを守る大人たちのいじめに対する感度を高めるため、いじめ問題に直接携わる人材への研修や、市民に向けた啓発等を実施する。

(3) いじめへの対処

いじめを受けた児童生徒及びいじめを受けた児童生徒を助けようとした児童生徒の生命及び心身を保護することが、何よりも優先される。児童生徒を徹底して守り抜くために、学校は組織として対応し、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて警察や児童相談所など関係機関と速やかに連携を図る。

また、いじめを行った児童生徒に対して事実確認をするとともに、いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を把握したうえで、適切に指導を行い、再発防止を徹底する。

(4) 地域や家庭との連携について

児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、地域や家庭との連携を図ることが重要である。

平素からいじめ防止における学校の取り組みについて、積極的な情報発信に努め、いじめを含む問題行動等が発生した際に、迅速に協力し、対処できる体制を確立しておくことが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの未然防止や早期発見の観点からも学校や家庭、教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、法務局など）との連携を図る。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市・教育委員会が実施すべき施策

(1) 市が実施すべき基本的事項

- ア 市は市立学校の設置者であることから、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有する。
- イ 市は市立学校以外の学校におけるいじめの防止等に関する施策を補完的に実施することとし、当該学校の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力するものとする。

(2) いじめ防止等の対策のために市や教育委員会に設置する組織

- ア 法第14条第1項に規定する、市に設置する組織
 - 「習志野市いじめ問題対策連絡協議会」において、市立小中学校・市立高等学校の児童生徒のいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、必要な事項について協議する。
- イ 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関
 - 教育委員会に附属機関を設置し、地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

(3) 教育委員会が実施すべき基本的事項

- ア 相談体制の充実
 - 教育委員会は、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等がいじめに関して安心して相談できるよう、各学校と総合教育センター等関係機関による相談体制の充実を図る。
 - また、いじめについて児童生徒や保護者が相談できる、子どもと親のサポートセンターで実施している「24時間子供SOSダイヤル」や「教育相談」、国による「子どもの人権110番」、県警察の少年相談窓口「ヤング・テレホン」及び市の「習志野子どもホットライン」等、学校の相談体制に加えて、児童生徒、保護者及び地域にこれらの相談機関について周知する。併せて学校に対して児童生徒及び保護者への周知について指導・助言する。
- イ 情報収集・提供体制の充実
 - 市立小中学校及び市立高等学校において習志野市共通のいじめアンケートを年に3回実施し、その結果を集約した上で、いじめ問題対策連絡協議会・教育委員会会議・校長会議等の場で結果の報告を行い、必要に応じて県教育委員会に情報を提供する。
- ウ 各学校に対するいじめ防止等の取り組みの推進
 - 各学校が策定している「学校いじめ防止基本方針」の見直しを奨励し、方針に基づいたいじめ防止等の取り組みについて、点検や支援を行う。
 - また、生徒総会等で「いじめ根絶宣言」を採択する、「イエローリボンキャンペーン」「あいさつ運動」に取り組むなど、各学校の児童会・生徒会が主体となった、いじめ防止の自主的な取り組みを推進する。

エ 教職員のいじめ対応への資質向上

管理職研修、生徒指導主任研修会、教育相談研修会、養護教諭研修会等、職層に応じた研修において、児童生徒の心の痛みに気付く感性や人権感覚の向上に資するため、いじめ防止等のための対策に係る内容を計画的に実施する。

オ 教育委員会内のいじめ対応組織の明確化

日頃からのいじめ対応を行う担当課といじめ重大事態の調査を行う場合等の事務局組織を分担して対応ができる体制を整える。

(4) 学校及び学校の教職員の役割

学校及び学校の教職員は、保護者・地域・関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある。

ア 「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)の策定

学校は、その学校の実情に応じ、学校基本方針を策定する。学校基本方針策定の意義は、各学校が実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深めるという研修の側面がある。協議等を通して全教職員の共通理解のもと方針を決定・実行し、学校ホームページ等で公表するほか、入学時や年度初め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明することを通じて、児童生徒、保護者や地域住民の声を聞く等により、その成果を定期的に評価・点検して必要に応じた学校基本方針の改善を行う。

イ 学校いじめ対策組織

学校は、いじめへの対応に当たり、学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行う。また、学校には、日頃からいじめの問題等、児童生徒の指導上の課題に対応するための組織として、学校いじめ対策組織を置く。(定例で位置付けている「生徒指導部会」等、既存の組織と兼ねて活用してもよい。)

「学校いじめ対策組織」の具体的役割は、以下が挙げられる。

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談、通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録及び共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いに関する情報を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

また、学校が重大事態の調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法によって対応することも考えられる。

ウ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(ア) 未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え方や自校の学校基本方針について学ぶことができる取り組み」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取り組み」その他いじめの予防のための対策として、少なくとも毎学期初めに「SOS の出し方教育」を実施するとともに、道徳や特別活動の中で傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるためのいじめ防止授業を実施するなど各学校の実態に応じた取り組みを推進する。

(イ) 早期発見

教職員は、児童生徒が自ら SOS を発信すること、及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することとする。教職員一人ひとりが知り得たいじめの情報は学校いじめ対策組織に報告・共有し、学校として組織的な対応をとる必要がある。

保護者には、いじめがあった場合の児童生徒の変化の特徴を示し、気になる点がある場合は、速やかに学校に相談するよう周知する。

(ウ) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教育委員会が作成した生徒指導記録簿を活用し記録したうえで、平素から報告連絡体制（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、集約担当を位置づけ、速やかに組織的に対応する。事案によっては、警察への通報など関係機関と速やかに連携する。

いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、学校基本方針に沿った対応方針を伝え、信頼関係の下に理解と協力を得られるように努める。適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則であり、いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時に心のケアを行うとともに、いじめ加害者には、教育的配慮の下、毅然とした指導を行い、その保護者には指導上の助言を行う。

(エ) いじめの解消について判断をする際の留意点

いじめは、児童生徒の謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針に基づき、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」「被害児童生徒本人及びその保護者に確認した上で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている場合とする。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に、注意深く観察する必要がある。

(5) 保護者との連携

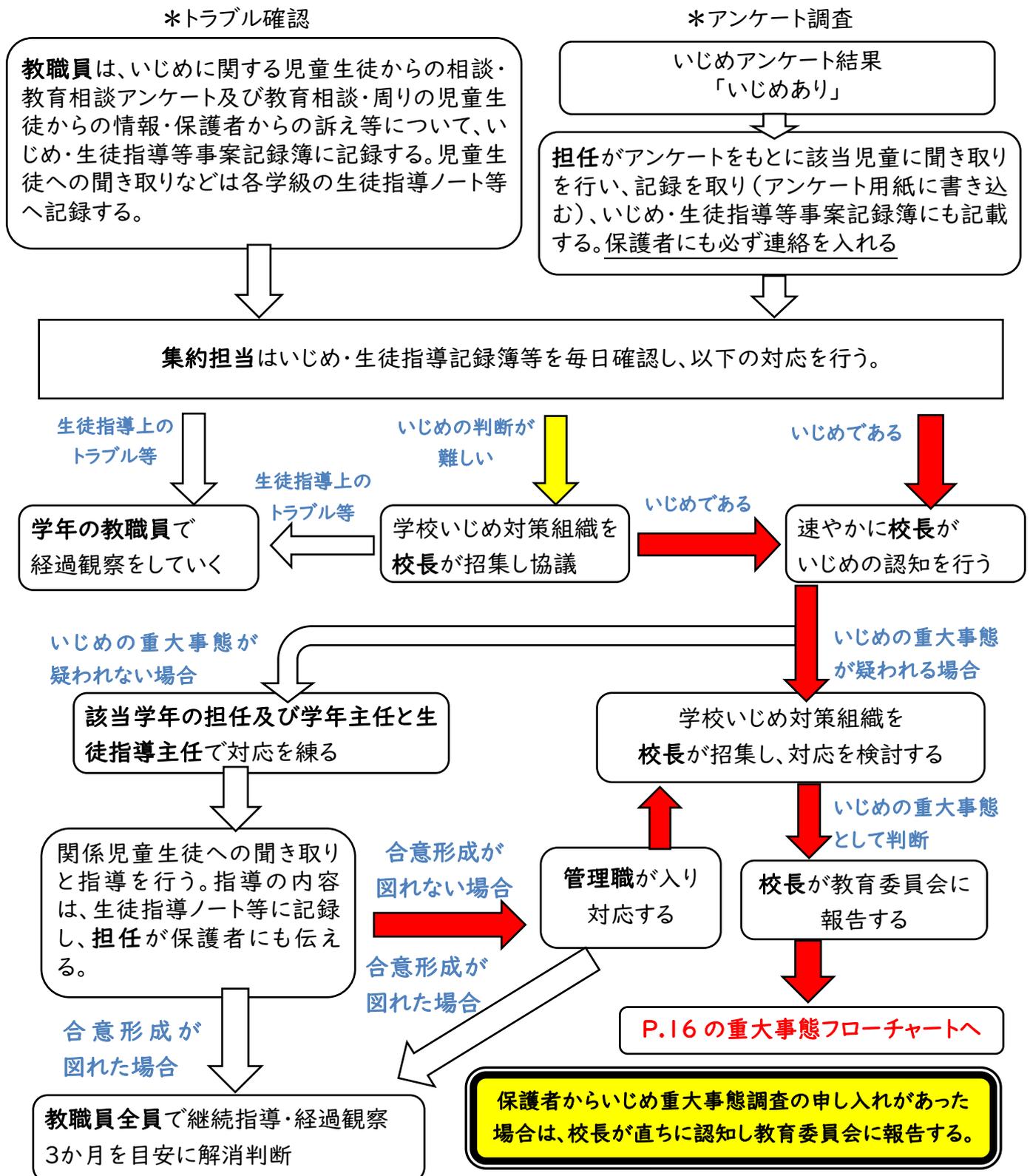
保護者に対して、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には適切に当該児童生徒をいじめから保護し、市・教育委員会・学校が講じるいじめ防止等の措置へ協力するよう働き掛ける。

(6) 市民との連携

市民に対して、児童生徒に対する見守り・児童生徒の交流の機会の確保など、安心して児童生徒が過ごすことができる環境づくりへの協力を働き掛ける。また、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市・教育委員会・学校その他の関係者に情報を提供するよう求める。

いじめ認知後の組織的対応図（フローチャート）

いじめ（疑いを含む）に係る情報がある場合には、以下のフローチャートを基に、各校のいじめの防止等の対策のための組織において、情報の迅速な共有を行い、関係児童生徒への聞き取りやアンケート調査等により事実関係を把握し、迅速かつ丁寧に対応する。



第3章 重大事態への対処

1 重大事態への対処についての基本方針

重大事態への対処については、令和6年8月に改定された文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、対応することを基本とする。

〈重大事態〉

1号事案 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、以下のケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

2号事案 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態を認知した場合の対応

重大事態と認められる（疑いも含む）場合、学校は、下記の方法により、電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告（様式1【資料④】）を行う。

〔学校→習志野市教育委員会→市長〕

※教育委員会は、教育事務所を經由して、県教育委員会に情報を提供する。

3 調査の主体等【取扱いフローは資料②に掲載】

法律上、調査は、教育委員会または学校が主体となって行うものとされており、教育委員会が個別の重大事態の状況に応じて、調査の主体を決定する。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童生徒や保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では当該重大事態への対応および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。その場合、教育委員会の附属機関を活用する。

なお、不登校重大事態については、これまでも詳細な事実関係の確認や再発防止の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍している学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行うこととする。

重大事態調査を行う前には対象児童生徒・保護者への説明が必要であり、調査目的の理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせを丁寧に行い、円滑な調査の実施につなげる。

調査結果は、調査報告書本体または概要版資料を対象児童生徒・保護者に提示または提供し、対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策等を口頭で説明する。なお、この調査結果については、教育委員会が速やかに市長に報告する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

市内各学校におけるいじめの重大事態について、市長は、必要があると認める場合は、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校等による調査の結果について再調査を行う。この場合は、児童生徒への心理的な負担や調査の重複の問題等を十分考慮する。

5 同種のおいじめの再発防止のための調査結果の公表

社会全体でいじめ問題を考える契機とし、教育委員会及び学校が当事者として厳しく事実に向き合い公正かつ適切ないじめ指導体制の構築と教育行政の推進に役立てるために、調査結果の概要を習志野市ホームページで公表する。公表内容及び実施の判断は、教育委員会が別途定めるガイドラインに従い、当該児童生徒及びその保護者の意向を踏まえて決定する。

6 教育委員会内「いじめ重大事態対策チーム」(資料③)

学校においていじめ重大事態(疑い含む)が発生した際、教育委員会内の各課が連携し、学校と協力しながら、迅速かつ組織的に対応し、被害児童生徒及び保護者の安全・安心を確保するとともに、公正な調査と再発防止策の確実な実行のため、「いじめ重大事態対策チーム」を編成する。

第4章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 調査に関する資料等の保存について

いじめ重大事態の調査に関して第三者委員会で会議を開催する際には、会議を録音した上で全文筆記による会議録の作成を行う。各学校においても、いじめ重大事態の調査のために、学校いじめ対策組織による会議を開催する場合には、証拠性を担保するため、メモ書きで記録を残すのではなく、全文筆記による会議録を必ず作成することとする。また、いじめ重大事態に係る調査報告書や会議録、いじめアンケート、関連記録については、義務教育期間を踏まえ、10年間保管し、その適正な保存・管理を徹底すること。

2 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

学校・教育委員会・関係部局は業務を点検し、事務の効率化を図る。

3 「習志野市いじめ防止基本方針」の見直しについて

「習志野市いじめ防止基本方針」は、習志野市ホームページ等で公表し、必要があると認められるときは改善のための見直しを実施する。内容に変更があった場合はホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。

【重大事態発生時の対応フロー】

I 重大事態の発生報告【鑑・様式1(資料④)】(学校から報告を受理)	→教育長へ報告
教育委員会会議(議題)	<p>①事務局が対策委員に報告 → I を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告</p> <p>②事務局が教育委員に説明</p> <p>③校内いじめの重大事態調査会を開催(対策委員、市教委参加) 「調査主体」と「調査方針」を確認・決定</p>
II 重大事態の調査開始報告【鑑・様式2(資料⑤)】(学校から報告を受理)	→教育長へ報告
調査	<p>→ II を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告</p> <p>④調査主体が方針等を当事者に説明</p> <p>⑤調査主体が当事者に「中間報告」を適宜説明 (④⑤必要に応じて、対策委員を適宜派遣し指導・助言)</p> <p>⑥調査主体が当事者に「調査結果」を説明 (当事者は必要に応じて意見書を提出することができる)</p> <p>⑦事務局が「公表の方針」を当事者に説明</p>
III 重大事態の調査結果報告(調査主体から報告を受理) 当事者から意見書が提出された場合は意見書も添える	→教育長へ報告
教育委員会会議(議題)	<p>→ III を市長へ報告 → 事務局が県へ報告 → 県が国に報告</p> <p>⑧事務局は教育委員に説明 ⑨市のHPに概要版を公表 (当事者=被害児童及び保護者、対策委員=いじめ問題対策委員、事務局=教育総務課)</p>

教育委員会会議について

- ・ 会議資料は、発生報告【様式1】(写し)、調査結果報告書(写し・氏名は黒塗)とする。
→個人情報が含まれるため習志野市教育委員会会議規則第13条第1項第3号により非開示
- ・ 再発防止について意見聴取し、対応策を市長に報告する。

公表版の公表について

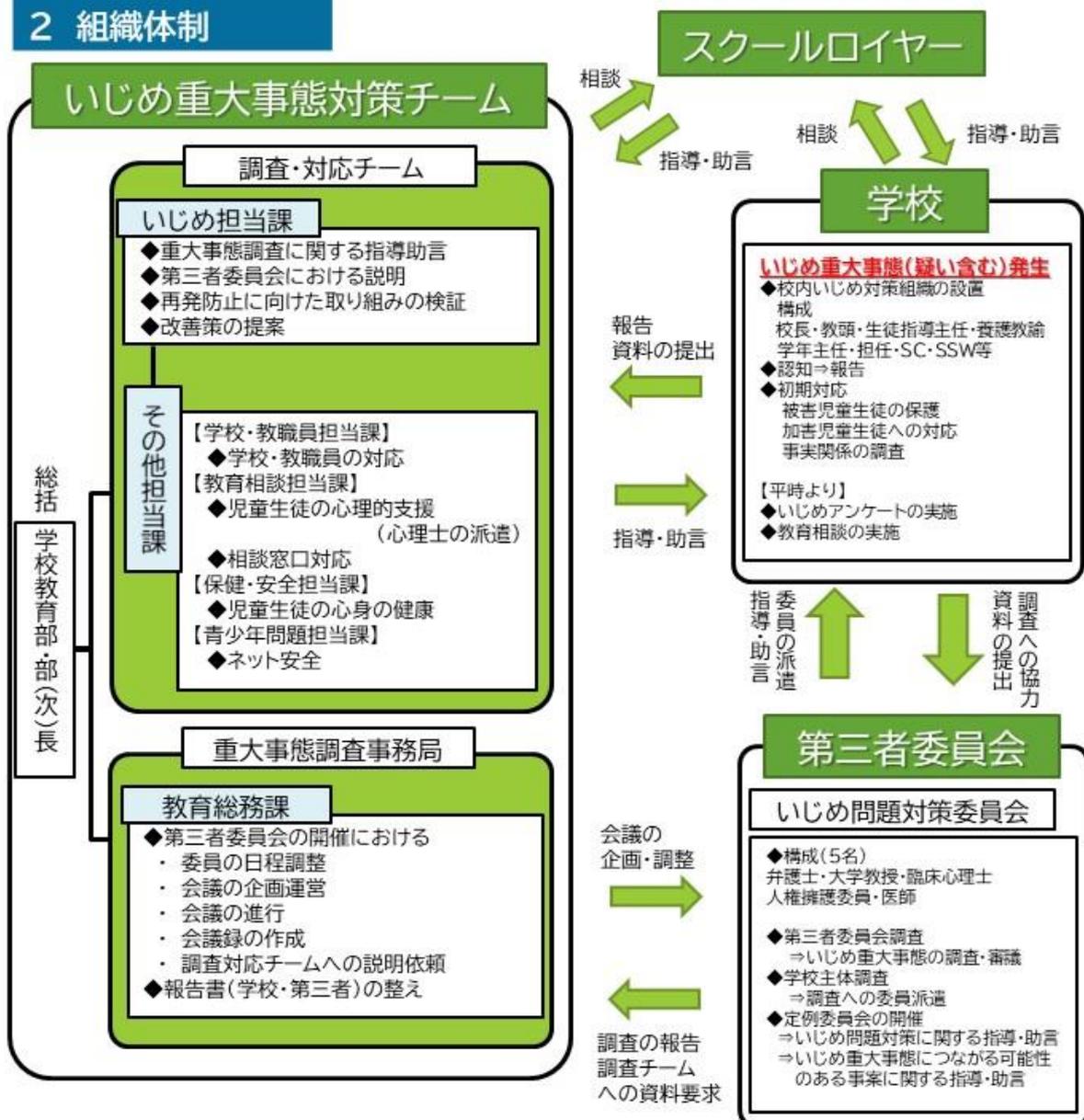
- ・ 「公表ガイドライン」により事務局が当事者に説明する。
→公表の意義と弊害を説明して当事者の意向を確認
- ・ 「概要版」を担当部局が作成し対策委員が適正性を検討する。
- ・ 当事者の意向により市HPに「概要版」を6か月間公表する。

いじめ重大事態対策チームの設置について

1 概要・設置趣旨

本市教育委員会では、いじめの重大事態(疑い含む)が発生した際、教育委員会内の関係課が連携し、学校とも協力しながら、迅速かつ組織的に対応し、被害児童生徒及び保護者の安全安心を確保するとともに、公正な調査と再発防止策を確実にを行うため、『いじめ重大事態対策チーム』を設置しました。

2 組織体制



令和8年1月
習志野市教育委員会学校教育部

(文部科学省記入欄)

事案整理番号：

様式 1

いじめ重大事態の発生に関する報告について

 国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名

(1) 地方公共団体の長等に報告した日

(2) 児童生徒に関する情報（重大事態発生時）

学校名						学校
学年	年	性別		年齢		歳

※所属する学校・学年が重大事態発生時と異なる場合（現在）

学校名			学校	学年	年
-----	--	--	----	----	---

(3) 学校の概要（重大事態発生時）

児童生徒数		学級数		教職員数	
-------	--	-----	--	------	--

(4) いじめ重大事態の概要・経緯など

 1号事案 2号事案 1号事案かつ2号事案 ※該当するものにチェック

--

- (5) 当該児童生徒・保護者に関すること（学校生活、家庭環境、健康状況、重大事態発生時から月日が経っている場合は現在の状況など）

--

- (6) 学校や学校の設置者等における重大事態の対応について
(学校や学校の設置者等の取組に加えて、総合教育会議の活用等、首長部局等の関係部局その他関係機関との連携予定、連携状況などがあれば合わせて記載すること。)

--

- (7) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

--

- (8) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版

(文部科学省記入欄)

事案整理番号：

様式2

いじめ重大事態調査の開始に関する報告について

国立 公立 私立 株立

※該当するものにチェック

都道府県等名

(1) 重大事態調査の開始日（重大事態調査委員会の初回開催日）

(2) 重大事態調査の調査主体 ※該当する方にチェック

学校

学校の設置者

(3) いじめ重大事態調査について

① 調査委員の構成状況（調査委員の肩書きや人数など）

② 調査終了目途

③ 被害児童生徒保護者や関係児童生徒保護者への調査に関する説明状況

（被害児童生徒保護者が調査に関してどのように受け止めているのかなどあれば合わせて記載）

④ その他

(4) 特に相談したい事項について（文部科学省に相談したい事項があれば記載）

(5) 本件に関する都道府県教育委員会又は私学主管課、国公立大学法人担当課等の連絡先

課名		連絡先	(電話)
名前			

※令和5年3月10日付け事務連絡修正版